平成２１年（フ）第１７１号
愛知県豊橋市城山町78番地Ｄ―197、申立時の住所愛知県豊橋市牛川町字西側64番地２
債務者　平尾　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０８３９号
東京都江東区東陽３丁目16―２
債務者　五十嵐竜太朗（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１１９号
東京都新宿区上落合３丁目10ー20―26
債務者　曽我真理子こと　曾我眞理子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４８号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西29―501
債務者　橋本　佳和
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１６３号
東京都足立区東和４丁目14―１―204
債務者　臼井　美恵
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２４号
東京都国分寺市戸倉１丁目24　都営戸倉一丁目第２アパート３―202
債務者　高田　一美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４８号
東京都中央区築地３丁目14―６―202
債務者　桑原　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５号
神奈川県相模原市並木１丁目11番４号　安西弐番館104
債務者　山脇　祐司
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２８号
神奈川県座間市南栗原４丁目３番11―205号　さがみ野シティハイツ
債務者　安齊　勝久
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３５号
神奈川県座間市栗原中央３丁目21番19号　ヒルズさがみ野209号
債務者　和田　元一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３６号
神奈川県相模原市千代田２丁目５番２号　バンノハイツ105
債務者　渡邊美代子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５６号
神奈川県座間市ひばりが丘４丁目５番５―402号　アルエットハイム
債務者　遠藤　雅子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５８号
神奈川県相模原市横山６丁目５番１―502号
債務者　柳迫ヤスエ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８６号
青森県五所川原市大字戸沢字畑林21番地17
債務者　渋谷　和幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
青森県五所川原市大字中泉字前橋３番地
債務者　成田　文雄
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係